

温泉に関する可燃性天然ガス安全対策の経緯等

(平成19年)

- 6月19日 東京都渋谷区の温泉施設において可燃性天然ガス（メタン）が原因と考えられる爆発事故が発生
- 6月20日 温泉を利用する事業者等に対し注意を促すとともに、安全管理の実態を把握するよう、自然環境局長より都道府県知事に対し緊急措置を依頼
- 6月28日 関係省庁（環境省、総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）が連絡会議を設置
- 6月29日 温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策の検討を行うため、自然環境局に「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」を設置
- 7月24日 法改正を含む恒久的な対策が実施されるまでの当面の暫定対策を事業者に要請するよう、自然環境局長より都道府県知事に対し依頼
- 9月13日 「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」が安全対策の方向性を「中間報告」としてとりまとめ
- 9月25日 「中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会」が上記中間報告の内容を基本として安全対策を進めることについて了承
- 10月12日 第168回国会（臨時国会）へ改正温泉法案を提出
 - 11月2日 衆議院本会議において全会一致で可決
 - 11月26日 参議院本会議において全会一致で可決
- 11月30日 改正温泉法公布

(平成20年)

- 3月14日 「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」が可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準を報告書としてとりまとめ
- 5月21日 改正温泉法の施行期日を定める政令及び改正温泉法施行令公布

5月28日 改正温泉法施行規則公布

7月23日 温泉法施行規則第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等（環境省告示）を制定

8月 1日 改正温泉法一部施行
（可燃性天然ガスの濃度についての確認開始）

10月 1日 改正温泉法施行
（新たな掘削許可基準の適用、採取の許可制度の開始）

（平成21年）

3月31日 改正温泉法の施行の際現に温泉の採取を行っている者に係る経過措置期間の終了